

○金谷委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会させていただきます。

木下委員から遅れる旨の届出がありました。

それでは、ただいまより会議を開きます。

1、令和3年第1回定例会提出議案について、議案第16号、第17号、第20号ないし第23号、第29号、第31号ないし第58号について、理事者から説明をいただきます。

税務部長。

○稲田税務部長 議案第16号、令和3年度旭川市一般会計予算のうち、税務部所管分の予算概要を御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明を申し上げますが、各会計歳入歳出予算事項別明細書の4ページを御覧ください。1款の市税総額は390億円でございまして、令和2年度当初予算額の400億円と比較しまして、ちょうど10億円、率にして2.5%の減となっています。

次に、主な税目につきまして御説明を申し上げます。まず、1項の市民税につきましては、個人所得の減少や企業収益の悪化が見込まれることと併せ、法人市民税の法人税割におきまして、税制改正に伴う税率引下げの影響などにより、令和2年度当初予算と比較して4億9千204万7千円、率にして2.8%減の169億8千706万1千円と見込んでおります。次に、2項の固定資産税及び7項の都市計画税でございますが、令和3年度が評価替えの基準年度に当たっておりますことや、新型コロナウイルス感染症対策による税制改正に伴う償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置などによりまして、2項の固定資産税におきましては、令和2年度当初予算と比較して5億2千816万4千円、率にして3.6%減の142億4千918万1千円と見込んでおります。同様に、7項の都市計画税につきましても、令和2年度当初予算と比較して8千689万1千円、率にして2.9%減の28億7千354万4千円を見込んでおります。次に、4項の市たばこ税につきましては、健康意識の高まりなどによる売渡し本数の減少が見込まれる一方で、税制改正に伴う税率の引上げなどから、令和2年度当初予算と比較して2千221万3千円、率にして0.8%増の26億8千107万5千円と見込んでいるところでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。同じく事項別明細書の45ページを御覧ください。2款2項徴税費の予算総額は16億3千340万6千円でございますが、令和2年度当初予算と比較しますと5億163万円、率にして44.3%の増となっております。

それでは、このうち主な事業につきまして、表の右側の説明欄により御説明を申し上げます。まず、アスタリスクがついている項目の下から4番目、ふるさと納税推進費についてでございますが、本年度の寄附受入額の見込みとしましては、およそ17億8千万円と引き続き多くの方々から御支援をいただいておりますことなどを踏まえまして、令和3年度の寄附受入額につきましても18億4千万円程度と見込み、寄附の募集等に要する歳出経費として10億6千725万7千円を計上してございます。令和3年度の新たな取組としましては、複数年にわたり本市を応援していただいているの方々を対象とした交流イベントの開催や、新たなポータルサイトの導入などを予定しているところでございまして、これらの事業を推進することで、連続寄附者とのつながりを維持、確保するとともに、新たな寄附者の獲得に努めていきたいと考えております。なお、財源につきましては、

寄附金の一部、8億2千840万1千円を特定財源として充当するほか、残りを一般財源で措置することとしています。

次に、税総合オンラインシステムに関する費用でございますが、同じく45ページのアスタリスクがついている項目の上から2番目、税総合オンラインシステム管理費につきましては、端末機器の借上料などの管理経費としまして4千229万3千円を、また下から2つ目の税総合オンラインシステム整備費につきましては、税制改正等に係るシステムの改修費用としまして1億8千199万5千円を計上しているところでございます。

以上、税務部所管に関わります令和3年度一般会計予算の概要となります。よろしくお願いたします。

○金谷委員長 市民生活部長。

○大鷹市民生活部長 議案第16号、令和3年度旭川市一般会計予算のうち、市民生活部所管に係る予算の概要について御説明申し上げます。

まず、資料はございませんけれども、部全体の歳入についてでございます。主なものといたしましては、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、諸収入、市債などございまして、総額で8億179万4千円、令和2年度当初予算と比較しますと331万6千円の減となっております。

続きまして、歳出についてでございます。こちら資料はございませんが、2款総務費9億8千553万6千円、3款民生費677万3千円、4款衛生費4億4千783万5千円、6款農林水産業費8千789万2千円、総額で15億2千803万6千円となっております。令和2年度当初予算と比較しますと1億2千365万6千円の減となっているところでございます。

次に、臨時事業の中から主な事業につきまして、令和3年度予算臨時事業費説明資料に基づきまして御説明申し上げます。まず、資料の6-2ページを御覧ください。上から2段目、2款1項5目、地域会館建設費等補助金816万4千円についてでございます。この事業は、町内会の活動拠点となる地域会館の修繕や増改築、新築、解体などにつきまして、その費用の一部を補助するものでございます。令和2年度には、地域等からの要望やニーズに合わせ、補助率を2分の1に引き上げて支援を充実するとともに、補助金の限度額を、実態や申請の実績を踏まえ、解体は200万円に、修繕等は100万円とする制度改正を行いました。新制度の周知を図りましたところ、令和3年度の工事分につきましては、解体及び修繕を中心に、例年より多くの要望があったところでございます。

同じページの一番下になります。2款1項10目、西神楽支所等施設再編整備費4千970万4千円についてでございます。この事業は、西神楽支所等を西神楽農業構造改善センターへ移転させ、フリースペースの設置など、施設機能拡充を図りながら西神楽地域の公共施設の再編を進めたものでございまして、本年3月8日から西神楽市民交流センターとして供用開始を予定しているところでございます。令和3年度につきましては、同センターの案内看板を設置するとともに、現支所を解体撤去しようとするものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策予算といたしまして、市民生活部で所管する施設の整備、改修等を行う事業の内数となりますけれども、資料6-1ページ、上から4段目にあります2款1項5目、ときわ市民ホール等改修費のうち、勤労者福祉会館の窓修繕、網戸取付けに係る153万8千円、続いて、6-2ページ上から3段目、2款1項5目、コミュニティセンター改修費のうち、

嵐山中央会館農産加工室、網戸交換に係る8万8千円、同じく2段下、2款1項10目、支所改修費のうち、永山市民交流センターのトイレ便座交換21万4千円、次に、1ページめくっていただきまして6-4ページになります。6-4ページの一番下段の6款1項7目、農村地域センター改修費のうち、西神楽農業構造改善センター農産加工室の換気扇増設、東旭川農村環境改善センターのトイレ洋式化として212万5千円、合わせて396万5千円を国の交付金を充当し、施設における感染リスク低減の観点から、換気能力向上や衛生対策へ向けた改修を行おうとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○金谷委員長 福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 本定例会に提案している議案のうち、福祉保険部所管に関わる事項について御説明申し上げます。

まず、議案第16号、令和3年度旭川市一般会計予算でございます。福祉保険部の所管事業全体の予算額でございますが、障害福祉サービスの利用者の増や報酬改定などにより、令和2年度と比較して1.1%増の519億2千269万5千円となっております。所管事業数は、経常費と臨時費を合わせ75事業となっており、主な事業につきまして、令和3年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。

初めに、臨時事業費説明資料の7-2ページでございます。7-2ページの下から3つ目の福祉タクシー利用料金等助成費でございます。チケットの交付方法について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、これまでの窓口での直接交付から郵送での交付に変更することとし、6千189万円を計上しております。

次に、7-4ページが一番上の障害福祉サービス等継続支援費、そして7-5ページが一番下の介護サービス等継続支援費についてでございます。これらは今年度、新型コロナウイルス感染症に関する第5次緊急対策として第3回定例会で補正予算として提案した事業と同じ内容となっております。各事業所において、利用者または職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合等に、サービスを継続して提供するために必要な経費を補助するもので、それぞれ607万5千円、1千200万円を計上しております。

次に、7-6ページが一番上のPCR検査費用助成費でございます。こちらも第8次緊急対策として令和3年第1回臨時会で補正予算として提案した事業と同じ内容でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、重症化リスクの高い高齢者が入所している施設に新規で入所する方、及び新規で採用を予定している職員が受けるPCR検査費用を施設に対して補助するもので、6千998万3千円を計上しております。

同じく、7-6ページの下から2つ目の高齢者等除雪支援事業費でございます。住宅前の道路除雪について、地域の支え合いによる除雪体制を構築するため、地域住民が担い手となる除雪支援の取組を進めるもので、令和3年度は取組地域のさらなる拡大を進めるとともに、対象世帯の要件に関する新たな基準について検討しようとするもので、556万3千円を計上しております。

次に、経常費のため資料には掲載していませんが、社会福祉行政費でございます。これは、社会福祉関係団体への補助をはじめ、社会福祉の増進を目的とした各種取組を行う事業で、令和3年度は（仮称）福祉のまちづくり条例の制定に向けた取組を進めることとしており、関連する予算と

しましては、市民懇話会参加者への謝礼などで13万6千円でございます。事業全体としましては、このほか民生委員・児童委員の活動関連経費などを合わせまして、1億2千770万円を計上しております。

次に、同じく経常費の障害者地域生活支援事業費でございます。令和3年度から、視覚障害者のうち、夜盲、視野狭窄等の症状がある方を対象として暗所視支援眼鏡を給付対象に加えることとし、2億4千621万4千円を計上しております。

続きまして、特別会計でございますが、令和3年度旭川市各会計歳入歳出予算事項別明細書に基づき、御説明を申し上げます。

まず、議案第17号、令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算でございます。事項別明細書は125ページからとなります。予算総額は356億2千778万3千円で、令和2年度と比較して、被保険者数の減少などにより4億2千422万7千円、1.2%の減となっております。歳入の主なものは126ページ、1款国民健康保険料で令和2年度と比べて1億4千541万3千円減の50億8千565万1千円、3款道支出金で4億4千107万1千円減の265億1千120万2千円、5款繰入金で1億5千409万円増の39億3千549万2千円となっております。次に、歳出の主なものは127ページでございます。2款保険給付費で4億6千416万5千円減の261億1千618万6千円、3款国民健康保険事業費納付金で1億6千円減の84億6千519万6千円となっております。

続きまして、議案第21号、令和3年度旭川市介護保険事業特別会計予算でございます。事項別明細書は181ページでございます。予算総額は370億5千955万9千円で、令和2年度と比較して、施設利用者数の増加や報酬改定などにより11億6千130万2千円、3.2%の増となっております。歳入の主なものは182ページ、1款保険料で令和2年度と比べて3億2千634万4千円減の69億253万8千円、2款国庫支出金で5億6千471万5千円増の95億573万円、3款支払基金交付金で3億659万2千円増の96億1千904万9千円、4款道支出金で1億5千367万1千円増の51億1千52万円、6款繰入金で4億6千234万6千円増の59億1千936万4千円となっております。次に、歳出の主なものは183ページです。2款保険給付費で11億5千865万2千円増の340億9千37万8千円、3款地域支援事業費で1千975万2千円減の22億4千922万7千円となっております。なお、4款保健福祉事業費につきましては新設をしております。

続きまして、議案第23号、令和3年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。事項別明細書は217ページからとなります。予算総額は56億6千77万3千円で、令和2年度と比較して、被保険者数の増加や保険料軽減特例の見直しなどにより3億862万3千円、5.8%の増となっております。歳入の主なものは218ページ、1款保険料で令和2年度と比べて2億5千841万6千円増の39億9千522万1千円、2款繰入金で2千631万円増の16億3千787万2千円となっております。次に、歳出の主なものは219ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金で2億7千797万5千円増の54億1千50万円となっております。

以上が、令和3年度予算の概要でございます。

続きまして、条例の制定に係る議案でございます。

初めに、議案第31号、旭川市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例の制定につき

ましては、道路運送法及び同法施行規則の一部改正に伴い、所掌事項の規定の整備を行うとともに、引用条項の整備を行おうとするものでございます。

次に、議案第 3 2 号、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第 3 3 号、旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第 3 4 号、旭川市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第 3 5 号、旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第 3 6 号、旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第 3 7 号、旭川市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第 3 8 号、旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定の以上 7 件につきましては、いずれも障害者総合支援法等に基づく関係省令の一部改正に伴うもので、本市が条例で定めている障害福祉サービス等を提供する事業所や施設の人員、設備、運営に係る基準について所要の改正を行おうとするものでございます。主な改正内容といたしましては、感染症や災害への対応力強化のための感染症の予防及び蔓延の防止に関する取組や、業務継続計画の策定等に関する義務規定を設ける条項の整備、職場環境の改善や業務負担軽減を図るためのハラスメント対策や会議等における ICT の活用についての条項の整備、適切な障害福祉サービスを提供するための障害者虐待の防止と身体拘束等の適正化の取組に関する条項の整備等となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 議案第 1 6 号、第 2 0 号、第 2 2 号、第 5 1 号、第 5 2 号につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第 1 6 号、令和 3 年度旭川市一般会計予算のうち、子育て支援部に係る予算について御説明申し上げます。子育て支援部所管の一般会計予算ですが、3 款民生費、4 款衛生費、1 0 款教育費にまたがっており、その総額は 7 5 事業、2 1 4 億 6 千 3 6 万 7 千円であります。主な事業につきましては、令和 3 年度予算臨時事業費説明資料に基づき御説明申し上げます。

まず、資料の 8 - 1 ページ、下から 2 番目、児童虐待防止対策費です。本事業は、児童虐待を防止するため、関係機関との連携を強化するとともに、虐待防止啓発及び相談窓口周知用カードを市内の小学校、中学校、高校の全生徒に配布するなど、児童虐待防止に向けた取組の充実を図るもので、事業費は 5 1 万 9 千円となっております。

次に、児童虐待予防・早期発見推進費です。本事業は、児童虐待の発生予防と早期発見等に資するため、関係機関と連携を図りながら、妊産婦、児童とその保護者、家庭の状況等に応じて訪問等により必要な相談支援を行うもので、事業費は 6 7 2 万 2 千円を計上しております。

次に、資料の 8 - 2 ページになります。一番上になりますが、虐待防止情報共有システム導入準備費です。本事業は、国の虐待防止情報共有システムを導入するため、これまでの相談記録の入力、児童記録票の整理を行うもので、事業費は 2 4 7 万 2 千円を計上しております。

次に、資料の 8 - 4 ページ、上から 2 番目になります。私立一時預かり事業費です。本事業は、保護者の就労形態の多様化や緊急時に対応するとともに、育児の心理的負担等を軽減するため、保

育所や幼稚園等が実施する一時預かり事業に要する経費の一部を補助するもので、令和3年度は、特別な支援を要する児童に係る加算等を追加するとともに、幼稚園型一時預かり事業では、預かり保育に係る事務負担の増に対応するため、就労支援型施設加算を追加いたします。事業費は2億1千614万8千円となります。

続きまして、経常費になりますので資料はございませんけれども、2事業説明させていただきます。出産支援推進費です。この事業は、母体や胎児の健康確保のため、妊娠届出者に母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健康診査と産婦健康診査を実施し、妊娠期から切れ目のない支援を実施するもので、令和3年度は、新たに成長・発達記録機能を備えた電子母子手帳を導入するほか、里帰り出産等、市外で産婦健診を受けた方への償還払いにより、検査費用の一部を助成することとしております。事業費は1億5千755万5千円となっております。それからもう一つ、母子保健推進費です。この事業は、乳幼児の健やかな成長、発達を促し、健康の保持増進を図るため、乳幼児健康診査、健康相談事業、それから健康教育等を行うもので、令和3年度は、新たに10か月健康診査を実施するもので、事業費は3千667万1千円を計上しております。

以上が、令和3年度一般会計予算の主な内容です。

続きまして、一般会計予算書、各特別会計予算書を参考にいただければと思います。

議案第20号、令和3年度旭川市育英事業特別会計予算です。一般会計・特別会計予算書の24ページになります。育英事業特別会計は、経済的理由により修学が困難な方に対して、その修学に必要な資金の一部を貸し付け、教育を受ける機会を確保することを目的としております。予算総額は、歳入歳出それぞれ1億6千953万7千円で、前年度に対して173万9千円、率にして1.0%の減となっております。

続きまして、議案第22号、令和3年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算です。一般会計・特別会計予算書の32ページになります。母子家庭、父子家庭及び寡婦の方々に必要な資金を貸し付けることにより、経済的な自立と生活の意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としております。予算総額は歳入歳出それぞれ2億689万8千円で、前年度に対して1千330万3千円、率にして6.9%の増となっております。

続きまして、条例改正になります。

まず、議案第51号、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定です。国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、母子生活支援施設の心理療法担当職員の資格要件を改めようとするものです。

それから、議案第52号、旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例の制定です。地域保育所統廃合に係る地域別の計画に基づき、休所の状況が続いております旭川市立さくら保育所及び旭川市立東鷹栖第4保育所を令和3年3月31日をもって廃止とし、併せて旭川市立東鷹栖第2保育所の名称を旭川市立東鷹栖保育所に変更しようとするものです。

子育て支援部に関するものは以上です。よろしく願いいたします。

○金谷委員長 地域保健担当部長。

○川邊保健所地域保健担当部長 それでは、議案第16号、令和3年度旭川市一般会計予算のうち、保健所所管分につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、保健所全体の概要であります。歳入の予算額は2億4千484

万7千円で、前年度対比で7千69万3千円の増となっております。主な要素としては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の負担金及び道の補助金の増などがあります。次に、歳出であります。予算額が14億7千3万1千円で、対前年比で9千395万8千円の増、率にいたしまして約6.8%の増となっております。主な要素につきましては、新型コロナウイルス感染症対策費となっております。

続いて、歳出予算のうち主な事業について御説明申し上げます。初めに、令和3年度予算臨時事業費説明資料の9-2ページ、下から2つ目を御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の新型コロナウイルス感染症対策費9千673万6千円についてであります。この事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、医療機関等と連携して発生対応を行うほか、医療費の公費負担等を行うものであります。令和3年度は、既に補正で繰り越し計上したワクチン接種のほか、本年度に引き続き、検体採取所や新型コロナウイルス感染症の相談に関する24時間対応のコールセンターの運営、及び市内医療機関への検査委託などを実施してまいります。

次に、令和3年度旭川市各会計歳入歳出予算事項別明細書により御説明を申し上げます。58ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費のうち、一番上にあるがん対策費2億1千923万5千円についてであります。この事業は、市民に各種がん検診等の機会を提供することで、がんの早期発見、早期治療を推進し、市民の健康保持を図るもので、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診のほか、リスク検査としてHPV検査、ピロリ菌検査を実施してまいります。

次に、同じく予防費の地域精神保健活動費336万円、上から7つ目でございます。本事業は、精神障害者の地域における相談や社会復帰を支援するため、精神科医療、精神保健機関との連携を図るとともに、精神科医や保健師による相談や訪問を実施するほか、若年者向けの自殺防止に関する研修会やゲートキーパーの養成等、普及啓発活動や人材育成等の取組を行うものであります。また、新型コロナウイルスの影響による心の不調、自殺問題等にも引き続き対応するため、関係部局、関係団体との情報共有や連携を図りながら、相談機能の充実に向けた取組を進めてまいります。

令和3年度当初予算に係る保健所所管分の主な事業の説明は以上になります。

続いて、条例の改正について御説明を申し上げます。議案第29号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、保健所所管分について御説明を申し上げます。本件は、北海道条例の食品の製造販売行商等衛生条例、及びかきの処理等に関する衛生条例が令和3年6月1日付で廃止されることに伴い、関係する申請手数料の削除を、また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年9月1日、令和3年8月1日付で段階的に施行されることに伴い、本市手数料条例の別表の一部について所要の改正を行うものであります。施行日につきましては、北海道の条例廃止に伴う部分が令和3年6月1日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う部分で、令和2年9月1日施行分については公布の日から、令和3年8月1日施行分については同日から施行する予定であります。

続きまして、議案第53号、旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。本件は、食品衛生法の一部改正により、営業の届出制度が創設されたことから、本市条例においてこれに係る所要の改正を行うものであります。また、同法律の改正により

営業許可制度の見直しが行われ、許可業種の統廃合及び新設があったことから、本市条例で規定する営業許可申請手数料について所要の改正を行うものであります。施行日につきましては、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行日である令和3年6月1日としております。

続きまして、議案第54号、旭川市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第55号、旭川市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第56号、旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、改正内容が類似しておりますので、まとめて御説明申し上げます。これら3件の条例改正につきましては、いずれも介護保険法に基づく関係省令の一部が改正されたことを受け、本市が条例で定めている介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院の施設の人員、設備及び運営に関する基準について所要の改正を行うものでございます。施行日につきましては、令和3年4月1日としておりますが、一部については国の省令の施行に合わせ、3年間の経過措置を設けることとしております。

続きまして、議案第57号、旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。この条例は、平成24年に開設した旭川市動物愛護センターあにまあるのこれまでの取組や、多頭飼育崩壊、災害発生時のペットの取扱いなど、近年のペットに関わる社会情勢、また、動物の愛護及び管理に関する法律の改正などを踏まえ、本市における動物の愛護及び管理に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民が動物とともに生きる心豊かな社会の実現に寄与することを目的として制定しようとするものであります。内容といたしましては、動物愛護及び管理に関する市や市民の責務、飼い主がペットを飼養する上での遵守事項、災害発生時の措置などを明らかにし、犬、猫を多頭飼養する場合の届出規定を新たに設けるほか、飼い主からのペットの引取りや、あにまあるに収容されている動物の取扱いなど、動物の愛護と管理に関する業務について必要な事項を定めるものであります。施行日は令和3年4月1日とし、併せて現行の旭川市動物愛護センター条例、旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例を廃止するほか、犬、猫の多頭飼養に関する届出につきましては、令和3年6月30日までの届出の経過措置を設けることとしております。

保健所所管分については以上になります。よろしく御願い申し上げます。

○金谷委員長 環境部長。

○富岡環境部長 初めに、議案第16号、令和3年度旭川市一般会計予算につきまして、環境部が所管します予算の概要を御説明いたします。まず、歳入でございます。予算総額は14億9千92万8千円で、前年度比8千368万5千円の増となっております。主な増要素につきましては、（仮称）旭川市リサイクルセンター建設用地の地下埋設物調査及び撤去に係る設計・工事費用に対する市債の発行などでございます。次に、歳出でございますが、予算総額は35億1千475万7千円で、前年度比1億1千984万2千円の増、率にいたしまして約3.5%の増となっております。主な増要素につきましては、（仮称）旭川市リサイクルセンター建設に係る設計及び工事費用の増などでございます。

それでは次に、令和3年度予算臨時事業費説明資料の10-1ページを御覧ください。環境行政に関わる自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の構築に向け、各計画の趣旨を踏まえ、事業構築

を行っております。主な事業につきまして順次御説明いたします。

初めに、一番上、鳥獣対策費でございます。256万円は、鳥獣による人的被害を未然に防止するため、生活圏内に出没するヒグマや育雛期のカラスの対応のほか、人と野生動物との共生を図るため、その生態や関わり方などを学ぶ市民セミナーや環境学習イベント等の情報発信を行うものでございます。

続きまして、10-2ページの上から3番目、地域木質バイオマス利活用促進事業費でございます。321万円は、主に暖房用燃料として森林資源を利活用するまきストーブの設置に要する費用の一部を補助するものでございまして、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする政府が表明した目標を踏まえ、カーボンニュートラルの暖房設備であるまきストーブの普及促進に向け、補助金の総額を今年度の160万円から320万円に拡充したものでございます。

続きまして、10-4ページ下から2番目、缶・びん等資源物中間処理施設整備費でございます。1億1千59万9千円は、近文リサイクルプラザに代わる新たな施設、(仮称)旭川リサイクルセンターの整備に向けて、建設用地の地下埋設物の調査及び撤去工事を行うほか、施設本体の設計に着手するものでございまして、令和6年度中の供用開始を目指して取組を進めてまいります。

続きまして、その下、ごみ減量アクション推進費でございます。46万2千円は、家庭や事業所でのごみの発生、排出の抑制や再使用を推進するための啓発事業を実施するものでございます。特に、食品ロス対策について、家庭に対しましては、食品ロスをなるべく出さない調理方法の動画等による周知を行うほか、事業者に対しては、旭川消費者協会と連携し、飲食店での食べ残しなどの削減啓発に取り組もうと思っております。

続きまして、10-5ページの一番上、一般廃棄物組成等調査費でございます。1千250万5千円は、家庭ごみ及び事業系ごみの組成調査と、一般廃棄物排出量予測を実施するものでございます。今後、効果的なごみ減量化施策を展開するため、ごみの組成等の基礎データを取得し、これまでの取組の成果を確認するとともに、将来の排出量予測を行うことで、本市のごみ排出に関する基礎資料を再構築するものでございます。

次に、旭川市各会計歳入歳出予算事項別明細書の59ページ、右の欄を御覧ください。経常費で、4款1項3目の環境衛生費に計上しております公害監視測定費でございます。これにつきましては、3千291万6千円を計上しておりますが、公害関係法令に基づいて、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭、ダイオキシン類などの監視調査を実施するものでございます。このうち、騒音の監視では、毎年度、主要幹線道路において自動車騒音の測定を行い、環境基準の達成状況を評価しておりますが、令和3年度は、評価システムの地図データを更新し、最新の道路・建物状況を反映させることで、精度の向上を図ることとしております。

以上、環境部が所管する予算の概要でございます。

次に、条例の制定について御説明申し上げます。議案第58号、旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、浄化槽法の改正に伴い、条例で定めるべき事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が追加されましたことから、本市の浄化槽保守点検業の登録事業者が、登録の有効期間ごとに1回以上、所属する浄化槽管理士に対して、市長が指定する研修を受けさせるとの規定を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○金谷委員長 保険制度担当部長。

○向井福祉保険部保険制度担当部長 議案第39号から議案第50号までの12件につきまして御説明いたします。

初めに、議案第39号から議案第41号及び議案第44号から議案第50号につきまして、関連がありますことから一括して御説明いたします。これら10件の条例改正につきましては、いずれも介護保険法等に基づく関係省令の一部が改正されたことを受け、本市が条例で定めている介護サービスを提供する事業所等の人員や運営等に係る基準について、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、感染症や災害への対応力強化のための感染症予防と蔓延防止に関する取組や、業務継続計画の策定等に関する規定の整備、職場環境の改善や業務負担軽減を図るためのハラスメント対策や会議等におけるICTの活用についての規定の整備、高齢者への虐待防止に関する規定の整備等となっております。いずれも施行日は令和3年4月1日となっております。

次に、議案第42号、旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、旭川市国民健康保険料に係る所得割の算定、賦課割合、賦課限度額のほか、傷病手当金等について所要の改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、国民健康保険法施行令の一部改正により、低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の特別控除の創設に伴い、国民健康保険料の所得割額の算定の規定について整備を行うもの、保険料率の算定に用いる保険料賦課総額に対する賦課割合について、北海道から示される保険料水準を統一する場合の標準的な保険料率に基づいて算出した割合となるよう、被保険者一人当たりの均等割の率を100分の41から100分の35に、一世帯当たりの平等割の率を100分の18から100分の24に、中間所得層の負担を緩和するため、基礎賦課限度額を61万円から2万円引き上げ63万円とすること、介護納付金賦課限度額を16万円から1万円引き上げ17万円とすること、平成30年度からの都道府県単位化に伴い保険料が急増する低所得世帯に対する激変緩和措置について、基礎控除後の総所得金額が167万円以下の世帯の保険料について、世帯に属する40歳から64歳までの被保険者1人につき、減免する額を2千円から1千500円に引き下げようとするもの、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症として位置づけ、傷病手当金等の対象となる感染症について、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。国民健康保険料に係る改正は令和3年4月1日から施行し、同年度分の保険料から適用すること、傷病手当金に係る改正については公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用することとしております。

次に、議案第43号、旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定でございますが、これは、令和3年度から令和5年度までの3年間を期間とする第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定や、介護保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。介護保険料は、計画期間である3年間のサービス給付の見込みや被保険者数の推移等に基づいて算定しておりますが、第8期におきましては、介護給付費準備基金等の活用により、第7期と同額の基準額、月額6千190円、年額では7万4千280円を維持してまいります。また、紙おむつ等の家族介護用品購入助成事業につきまして、事業内容は従来と変更はございませんが、財源である国庫補助金の支給要件変更に伴い、市民税課税の方々への助成を保健福祉事業として実施してい

くため、規定の整備を行うものでございます。あわせて、議案第42号の国民健康保険条例の改正と同様に、介護保険料に係る所得指標の算定規定及び新型コロナウイルス感染症の定義について、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。なお、介護保険料に係る改正は令和3年4月1日からの施行、新型コロナウイルス感染症の定義に関わる改正につきましては、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用することとしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○金谷委員長 ここで、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、これまでの議題に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいで結構です。

それでは、報告事項に入ります。2、報告事項について、旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針(素案)について、旭川市リサイクルセンター整備基本計画の策定について、理事者から報告をいただきます。

子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針(素案)につきまして、このたび一定の整理を行いましたので、御報告を申し上げます。

基本方針の策定に係る検討経過につきましては、1月の民生常任委員会で御報告させていただいたところではありますが、昨年の第1回定例会での附帯決議を踏まえ、昨年7月から有識者懇談会において検討を進め、1月の第5回目の会議において骨子案をお示しし、意見をいただいたところです。その後、子ども・子育て審議会の専門部会において3回の審議を行い、素案の整理を行ったところでもあります。

それでは、素案の内容につきまして、お手元の資料に基づき説明いたします。本日、提出させていただいている資料は、基本方針(素案)の体系図という資料と、基本方針(素案)の2種類の資料を配付させていただいておりますが、本日は、基本方針(素案)、冊子のほうの資料で御説明いたします。

まず、資料の1ページ、2ページを御覧ください。第1章、基本方針の策定に当たってでございます。基本方針の策定趣旨と位置づけにつきまして、本市の児童虐待防止対策に関する基本的な方向性と方針を示すとともに、方針の実現に向けた取組についての考え方を明らかにしたものであります。

次に、3ページから22ページになります。第2章、児童虐待防止及び児童虐待対応の現状と課題です。本市における児童虐待の現状と児童虐待防止及び対応に係る体制、それから法令等に定める児童相談所の概要、そして、本市の子ども家庭相談支援における現状と課題についてまとめたものであります。

次に、23ページから25ページになります。第3章、基本方針でございますが、本市の児童虐待防止対策に関わる基本理念と3つの基本的方向性、そして7つの基本方針を示しております。

次に、26ページから30ページになりますが、第4章、基本方針に基づく取組になります。7つの基本方針の実現に向けた取組として14項目をお示しし、これらの取組の推進を図るというふうにしております。

次に、31ページから39ページになります。第5章、市立児童相談所の必要性と役割というものをまとめております。市立の児童相談所の設置によって期待される支援と役割、それから市立児童相談所の設置における課題について整理した内容をお示ししております。

最後に、今後のこの方針の最終的な策定というところまでの進め方になりますが、4月中旬から1か月間ほどのパブリックコメントの実施を現時点で予定しております。議会での審議のほか、関係機関等から広く意見を伺いながら、5月ごろの策定を目指して作業を進めていくという考えであります。

報告は以上です。よろしくお願いたします。

○金谷委員長 環境部長。

○富岡環境部長 旭川市リサイクルセンター整備基本計画の策定について御報告申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

本計画は、本年1月の民生常任委員会で御報告させていただいたとおり、これまでの事業経過や見直しの内容などを踏まえ、廃棄物処理施設としての適正な機能を確保した上で、効率性、経済性を考慮した整備内容の具体的な方向性を取りまとめたものでございまして、昨年12月25日から本年1月29日の期間、意見提出手続を実施いたしました。その結果、災害対策、施設配置、環境保全などに関して8名の市民の方から11件の御意見をいただいたところでございます。災害対策に関しましては、非常用電源の一部として太陽光パネルを導入すべきとの御意見や、水害対策を徹底すべきとの御意見をいただいております。また、施設配置に関して、アクセス道路となる道道の渋滞対策を講ずるべきとの御意見、環境保全に関して、牛朱別川の水質汚染対策をしっかりと行うべきとの御意見をいただいております。いずれの御意見も、今後実施する設計の中で参考としながら、具体的な検討を行う内容でございますことから、本計画案に対する修正を要しないものと判断し、庁内手続の上、2月22日付で策定をしたところでございます。

今後、本計画に沿って、令和3年度から4年度に施設の設計、令和5年度から6年度に建設工事を実施し、令和6年度中の供用開始を目指して取組を進めてまいります。

以上、御報告いたします。

○金谷委員長 それでは、ここで委員の皆様からの御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、ここまでの議題に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構です。

それでは、3、特別支援保育事業の見直しに関する提言についてに入ります。この件については、2月16日の委員会において提言書の正副委員長案を配付し、執行機関に対し提言を行うことを決定したところであります。各委員からの意見に基づき文案を修正したところであり、本日、修正後の提言書(案)を配付させていただいております。

それでは、文案を朗読させていただきます。

提言書(案)～特別支援保育事業の見直しについて～

<提言事項>

保育所等における特別支援保育事業は、障害等を有する児童を受け入れ、保育士等を加配することで、児童の発達に合わせた必要な支援を行うことを目的として実施されており、受入れに当たっ

ては、障害等を有さない児童と同じ環境で集団生活を送ることにより、全ての児童が社会性や協調性などを身に付けながら成長し、小学校就学に円滑に接続していく上で、大きな役割を担っている。

保育所等の障害児保育に係る国からの財政支援は、地方交付税により措置されており、特別な支援を必要とする児童2人に対し保育士1人の配置として算定されているが、本市における特別支援保育事業では、児童3人に対し保育士1人の配置としているため、障害の程度によっては、十分な支援が行き届かない場合も考えられる。

また、保育現場では、個別に支援が必要と思われる児童であっても、特別支援保育の申込みがされない場合には、保育士等の加配ができないこととなり、保育士の業務負担が増大することにより、離職の一因にもなっている状況である。

本常任委員会では、本年1月に実施した公益社団法人旭川民間保育所相互育成会との意見交換会において、保育所等の抱える様々な課題や行政に対する要望を把握したところであり、保育所等を利用する全ての児童の健やかな成長を促し、保育業務の負担軽減を図るため、特別支援保育事業の見直しについて、次のとおり提言する。

1 障害児保育に係る国からの財政措置は、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人の配置として算定されていることから、他都市の状況も勘案しながら、特別支援保育事業に係る保育士配置基準の見直し及び補助基準額の増額を検討すること。

2 保護者から特別支援保育の申込みがされず、保育所等において必要と思われる支援が児童に行き届かない場合があることから、小学校就学前の早い段階から適切な支援を行えるよう、子育て健康相談や子ども巡回相談などの相談事業を実施する市は、保育所、幼稚園、療育施設など、関係機関との連携強化を図ること。

以上でございます。

ただいま朗読した文案のとおり、委員会として執行機関に対し提言を行うことといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**金谷委員長** それではそのように決定をさせていただき、提言書を執行機関に提出することといたします。

特に御発言はありますか。

高見委員。

○**高見委員** 民間保育所相互育成会との意見交換に係る提言書の内容はこれでよろしいかと思いません。

それで、提出後に、このような内容で提出したという、そういったことを育成会に報告する予定は考えていますか。

○**金谷委員長** 委員長のほうから、お会いした理事長さんのほうに、お電話でこの旨報告をするように考えております。

○**高見委員** 文書で、この内容で提出したというのは。

○**金谷委員長** 文書は考えておりませんでした。電話で、提言をさせていただきましたということをお伝えしようということまでを考えておりました。

○**高見委員** この内容はやっぱり重要だと思うので、このような内容にちゃんと目を通してもらう

ということで、文書によって報告すべきだと思いますけど。

○金谷委員長 分かりました。申し訳ございません。

それでは、今、高見委員からの御指摘も承りましたので、そのように対応させていただくことでよろしいでしょうか。

室井委員。

○室井委員 今の続きになりますけど、やはりしっかりセレモニーをすべきだと思いますよ。できるならば、本当は委員会に来ていただいて、みんなの前でやっていただくのがベストなんですけど、そういう機会がなければ、向こうは1人なのか2人なのか3人なのか分かりませんが、こちらに来ていただいて、きちっとセレモニーをやるべきだと思います。

○金谷委員長 そうしましたら、今、文書によって報告をすべきというところと、セレモニーも必要なのではないかという御意見がありました。どういたしましょうか。

今回は、執行部側への提言書でありますので、一応予定では、本日、この委員会終了後に議長に報告をした後、副市長に提言書提出というところまでは予定を入れておきまして、その後に、初めは電話で御報告しようと思っていたんですけど、今、御指摘がありましたように、文書によって御連絡を差し上げるというところはできると思いますが、セレモニーということになりますと、委員の皆様の御都合とか、それから御了解も必要かなと思います。

○室井委員 それが理想ですけど、でも、正副委員長が代表して、きちっとやったほうがいいと思います。

○金谷委員長 ちょっとイメージが湧かないんですが。

○室井委員 委員会の意思としてはこのように提案させていただきましたということを相手に伝えるという儀式ですよ。必要ないというのであれば、それで構いませんけど。

○金谷委員長 必要ないというわけじゃなくて、どうやってやろうかなと思っただけで。（「正副委員長にお任せします。」と言う者あり）分かりました。今、御意見をいただきましたので、受け止めさせていただいて、正副委員長でちょっと検討し、委員の皆さんの御意向に沿うような形で進めていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○金谷委員長 ほかに御発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○金谷委員長 それでは、以上をもちまして民生常任委員会を散会とさせていただきます。

散会 午前11時03分